

小作争議調査表

No. 92

(月報番號 第一一八號)

場所	關係人員	地主關係團體	原因	事項	經過
高知和宗村大宮宿保	地主 二ノ藤キウ 小作人 山井今右衛門	小作人 關係團體	此地は本年六月雜作科 十五日より小作人に支給し土地引上げを以て小作人の持論等皆當面交渉ありたりと地主は無断にて錫耕しを以て因り。	拍賣賠償金二十人銀四十元ヲ要求。	小作人側は地主に損害賠償を要求し地主は之を一蹴し小作人は逆否に組合に 賠償を依頼す事となり所長説明郵便を以て催告然るに未遂なり 全農行協交卸 其を代理として再三交渉し地主は御座り平段として批 判通告と南准し地主は藤原を累年所長と宣傳し地主は有と借す地主は 目下行務中幼稚園の保母と勤め片樹屋と之を憂慮し態度軟化の持見 たに之を解決す。

(昭和九年六月分)

法財團 協調會 福岡出張所

備考	結果
	<p>一 小作人口土地を返還すこと(二及七畝三丁四畝)</p> <p>二 返還以外の田地に対し小作科を六割と減額すこと</p> <p>三 返還せる土地は雑耕科とし一畝七十元を多付すこと</p> <p>四 小作科は毎年十一月二十五日迄に地主定に持参すこと</p> <p>五 五割以上の作以外は豊凶平均とすこと</p> <p>六 表地田地の七畝歩は地主に返還したる二及七畝三丁四畝は接近し専ら地主に付し 返還地と高知村す均令に異議なく地主に返還すこと</p> <p>七 本件土地返還は小作人側に行はれ双方共絶好對策とならるること</p>